

4月から福祉サービスが変わります

高齢者福祉サービス

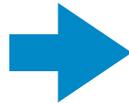
☎ 長寿課 (☎62-1063)

◆緊急通報機器が固定型から携帯型に ID 1007141

緊急通報機器が、電話回線を必要とする固定型から屋内外で緊急通報を発信できる携帯型に新しくなり、安心・便利になります。

3月末まで

緊急通報機器貸与
探知端末機器貸与
福祉電話機設置



4月から

携帯型緊急通報機器貸与（登録した番号へ電話する場合は、1回5分まで通話無料）

※シルバーハウジング入居者および一人暮らしの重度身体障害者に貸与する緊急通報機器は従前のままです。

※著しい通話利用があり、サービス事業者から別途超過分の請求があった場合は、利用料を請求します。

使用例

緊急時

●はいかい

●急な体調不良



どこに行ったのかしら？

急に胸が苦しい！



- 携帯型機器より通報があったとき
- 室内での生活行動を感知し、センサーが異常を知らせたとき
- はいかい症状により位置情報検索の依頼があったとき

対応

●専門職が状況を正確に把握し、協力者への連絡、救急車の要請など状況に応じた適切な対応を行います。

●行方不明時に位置情報検索し、協力者へ連絡します。
※位置情報検索が可能な機器のみ



対 65歳以上の一人暮らしの人または要介護・要支援認定を受けた人のうち、認知症の状態にあって、はいかいの症状がある人の家族

申 申込書および同意書（長寿課で配布・市HPでダウンロード可・申請書には民生委員の署名が必要）を直接、長寿課へ。

◆ショートステイ事業の利用期間の延長 ID 1007142

年々利用者が減少している生活支援ハウス運営事業を廃止します。これに伴い、一時的に養護が必要な場合に安心して利用できるショートステイ事業の利用期間を、3カ月以内とします。

対 65歳以上であって、以下の全てに該当する人

- ▶食事、排せつ、入浴、その他の生活における日常動作が他者からの支援を受けることなく行うことができる人
- ▶住宅において生活することに不安があり、家族からの支援を受けることが困難な人